
第5章

景観計画重点地区の景観形成

第5章 景観計画重点地区の景観形成

1 景観計画重点地区の位置付け

景観計画では、景観計画区域内において、特色あるまち並みを有する地域や、新たな景観を創出していく地域などについては、景観法に基づく区域区分を行い、「景観計画重点地区（以下、「重点地区」という。）」に位置付けることができます。

重点地区は、良好な景観形成に向けて重点的・計画的に整備を行う必要がある地区として指定しますが、指定に当たっては、地域住民等の意見や地域の現状と課題を踏まえた個別の景観形成方針等が必要となります。この独自の景観形成方針に基づいて、よりきめ細やかな景観形成基準を設け、保全すべき景観に応じた景観誘導を行っていきたいと考えています。

2 景観計画重点地区の指定候補地域

本市の特色ある景観や市の顔としての景観を有する地域については、重点地区として指定することを検討したいと考えています。

なお、選定に際しては、下記の内容を重視しています。

※“益田らしい”特色ある景観が色濃く残っている地区

- ※山地・溪谷・河川・海岸などの自然景観の地区
- ※歴史的・文化的な景観の地区
- ※生活が営まれる中で形成された農漁村特有の景観の地区
- ※市街地景観や新たな都市景観が創出される地区

【重点地区候補地域】（※景観重点地区への指定は、各地域での合意形成を基本とします。）

基本方針1 「水と緑に親しむ景観づくり」より

- ・河川景観：高津川流域（飯田・横田・安富・向横田・神田地区の高津川に面した地域）/
匹見峡・匹見川流域（高津川との合流地点まで）
- ・海岸景観：海岸線全域
- ・山並み景観：四つ山
- ・眺望景観：四つ山から見た美都町仙道地区・朝倉地区の一部

基本方針2 「くらしと心が豊かになる景観づくり」より

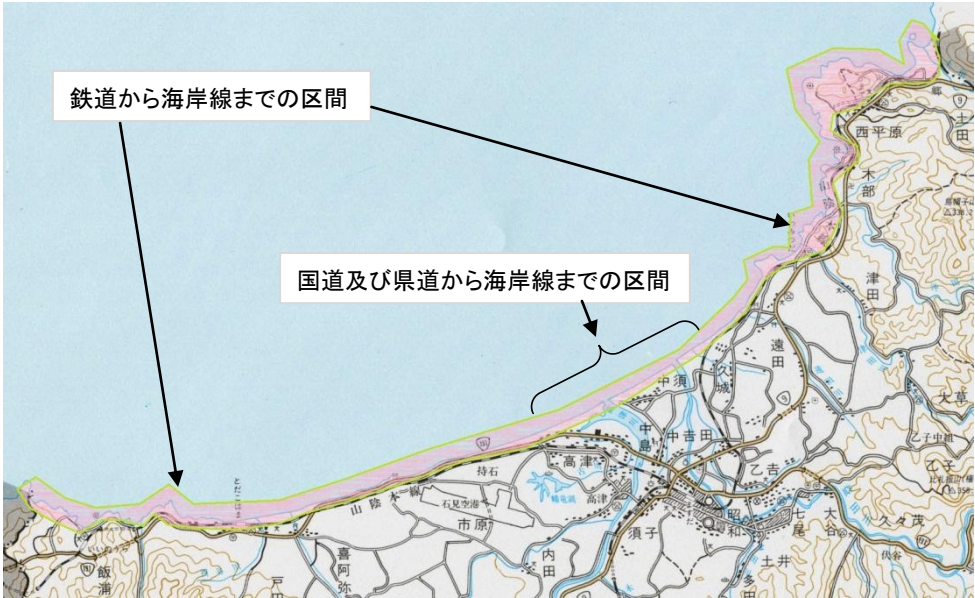
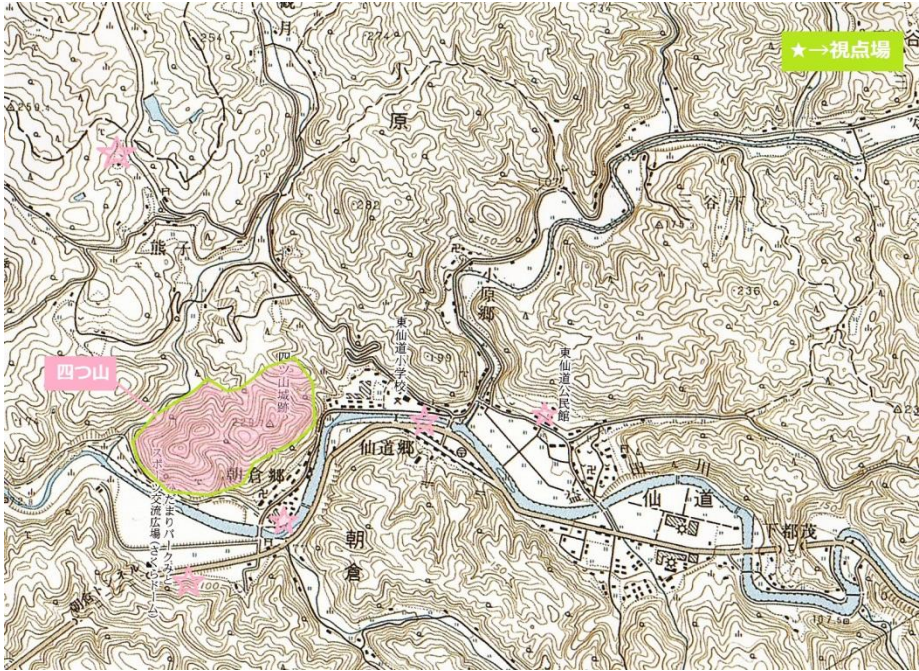
- ・都市景観：中島染羽線沿線（駅前通り～グラントワ前の直線道路部分）/
区画整理事業実施地区（中吉田平田地区、益田川左岸北部、益田川左岸南部）
- ・農村・田園景観：美都町都茂地区・丸茂地区の一部
- ・漁村景観：飯浦地区/戸田・小浜地区/津田地区/木部地区/大浜地区/土田地区の一部

基本方針3 「歴史・文化に興味関心の持てる景観づくり」より

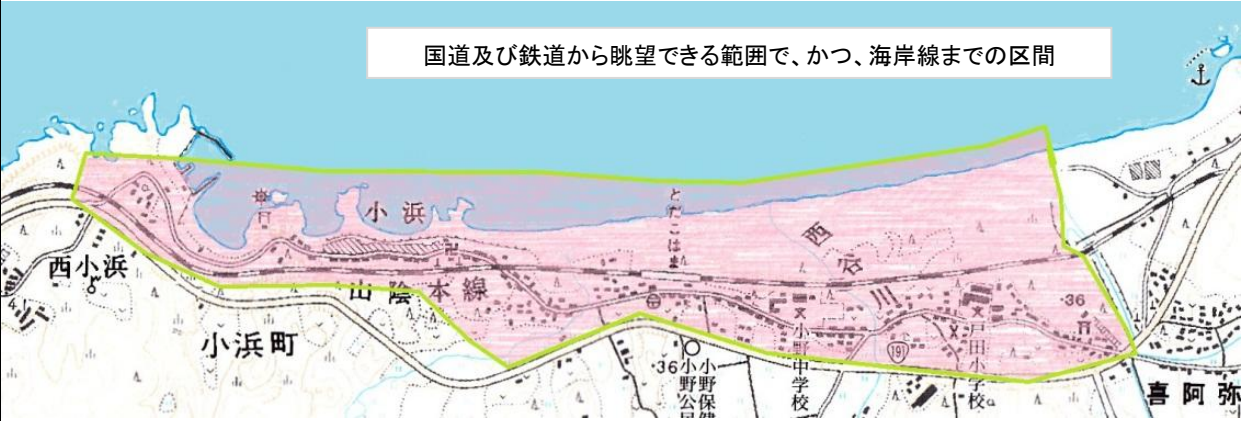
- ・歴史的まち並み景観：高津柿本神社参道周辺地区/七尾地区の一部/萬福寺参道周辺地区/
医光寺参道周辺地区

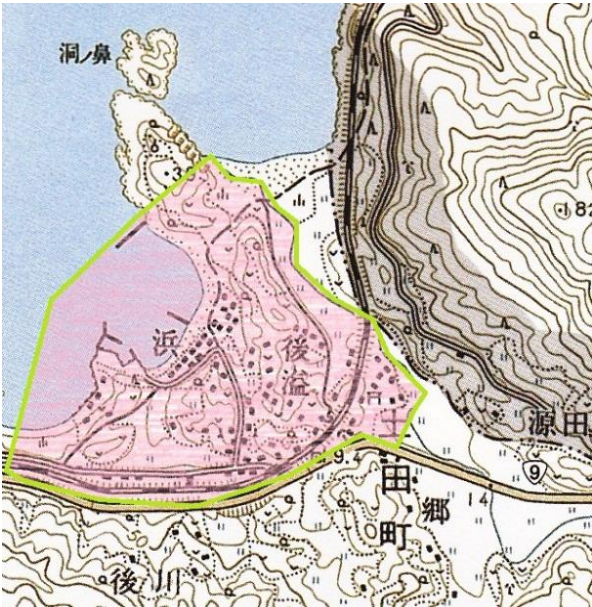
【重点地区候補地域の概要】 ※エリアは、現段階でのゾーニングであり、確定ではないこと。

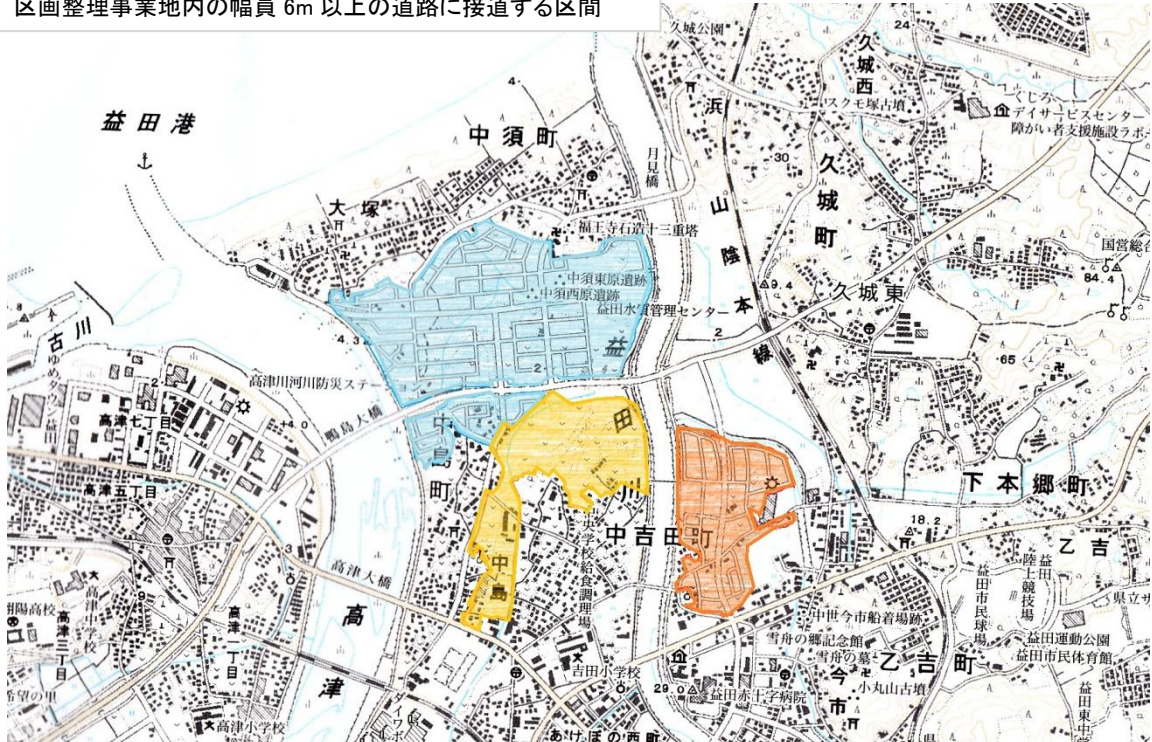
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
河川景観	高津川流域	・国道 9 号を視点場とした高津川と、その流域景観。 ・高津川流域に点在する地区を結び、赤瓦屋根のまち並み景観。	・現在の良好な河川景観を損なわないよう、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
	高津川流域 高津川を中心に眺望できる区間 		
	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
	匹見峡・匹見川流域	・国道 191 号・488 号を視点場とした匹見峡及び匹見川と、その流域景観。	・現在の良好な河川景観を損なわないよう、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
	匹見峡及び匹見川流域 匹見峡・匹見川を中心に、国道から眺望できる区間 		

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
海岸景観	海岸線全域	・国道 9 号、191 号及び県道・鉄道を視点場とした、日本海に面する海岸線の美しい景観。	・屋外広告物及び工作物の高さ・色彩について、島根県屋外広告物条例の規制に基づき、海岸景観の保全を図る。
			
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
山並み景観	四つ山	・美都町熊子地区の展望所から見た、四つ山の良好な眺望景観。 ・美都町仙道郷・朝倉郷地区から仰望する、四つ山の優美な山並み景観。	・良好な眺望・仰望景観を維持するために、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
			

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
眺望景観	美都町仙道地区 美都町朝倉地区 の一部	・四つ山から眺望する、美都町仙道・朝倉地区の眺望景観。	・現在の良好な眺望景観を維持するために、島根県屋外広告物条例の規制に基づいた、広告物等の誘導、景観条例に基づく建築物・工作物等の誘導を行う。
分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
農村・田園景観	美都町都茂地区 美都町丸茂地区 の一部	・国道 191 号沿いに広がる田園と赤瓦屋根のまち並みが形成する、農と赤瓦が調和した美しい農村・田園景観。	・国道 191 号から見える範囲の建築物及び工作物、屋外広告物等の形態・意匠・素材・色彩等について、農村・田園景観との調和を優先する。

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
漁村景観	飯浦地区 戸田・小浜地区 津田地区 木部地区 大浜地区 土田地区 の一部	・国道 191 号及び鉄道を主な視点場とした漁村特有のまち並みが残る、生活景としての漁村景観。	・現在の良好な漁村景観を構成している統一感ある屋並みや家屋の材質・色彩等について、特色ある景観として保全・継承するために、建築物の形態・意匠・色彩・高さ等、地域の実情に即した適切な誘導を行う。
	飯浦地区の一部	 国道及び鉄道から眺望できる範囲で、かつ、海岸線までの区間	
	戸田・小浜地区の一部	 国道及び鉄道から眺望できる範囲で、かつ、海岸線までの区間	

分類	候補地域
	津田地区/木部地区/ 大浜地区の一部 国道及び鉄道から眺望できる 範囲で、かつ、海岸線までの 区間 
	土田地区の一部 国道及び鉄道から眺望できる 範囲で、かつ、海岸線までの 区間 

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
都市景観	中吉田平田土地区画整理事業実施区域 益田川左岸北部土地区画整理事業実施区域 益田川左岸南部土地区画整理事業実施区域(予定)	・「通り」を主役とした、賑わいと潤いのある都市景観。	・接道部分を緑化することで、無機質で煩雑になりがちな都市景観に潤いを与える。 ・広告物等の色彩等については、適正な指導・助言を行うことにより、落ち着いた都市景観の形成を図る。
	中吉田平田土地区画整理事業実施区域 益田川左岸北部土地区画整理事業実施区域 益田川左岸南部土地区画整理事業実施区域(事業未着手) 区画整理事業地内の幅員 6m 以上の道路に接道する区間 		

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
歴史的まち並み景観	高津柿本神社 参道周辺地区	・門前町の風情が残る、統一感ある昔ながらのまち並み景観。	・統一感あるまち並みの核となっている現存する家屋等を良好な状態で保つため、建築物の形態・意匠・色彩・高さ等、修景を念頭に置いた適切な誘導を行う。
	高津柿本神社参道周辺地区 高角橋及び高角橋から主要地方道益田阿武線が高津柿本神社へ至る範囲で、 接道する区間 		
	七尾地区の一部 萬福寺参道周辺地区 医光寺参道周辺地区	・点在する史跡を核とした、歴史を感じるまち並み景観。	・地域での合意形成を基に目指すべき将来像を明確にし、歴史的なまち並みの形成を図るための支援を行う。 ・建築物の素材について推奨色を設けるなど、統一感のあるまち並みの形成のための誘導を行う。
	七尾地区の一部 		

分類	候補地域
歴史的まち並み景観	萬福寺参道周辺地区  都市計画道路片山三宅線及び、 萬福寺門前線に接道する区間
	医光寺参道周辺地区  都市計画道路医光寺線及び、 染羽線に接道する区間

3 景観計画重点地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【重点地区候補地域の景観形成方針に基づく行為の制限】

景観重点地区において景観形成計画を進めるにあたり、地域の景観形成方針に沿って必要に応じ景観形成基準を定めることができます。

なお、景観重点地区においては、全市域を対象とした通常の行為の制限に加え、個別に届出対象行為を定めることができるため、地域の景観特性に応じたきめ細やかな配慮を行うことで、特色ある景観の保全・形成を誘導します。また、個別の届出対象行為を定めるにあたっては、各地域での合意形成を基本とし、詳細な景観形成基準について地域住民と協議・検討していくこととします。

(参考)

重点地区候補地域	届出対象行為の例	位置・規模・色彩・形態等
高津川流域	・工作物のうち、特に太陽光発電施設の設置	・河川景観との調和を重視した、設置敷地周辺の植栽等
	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・河川景観や赤瓦景観と調和した色彩・規模等
匹見峡・匹見川流域	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・河川景観や赤瓦景観と調和した色彩・規模等
海岸線全域	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・海岸景観と調和した色彩・規模等
四つ山	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・四つ山の美しい山並み景観を阻害しない色彩・規模等
美都町仙道地区・朝倉地区の一部	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・四つ山から眺望する美しい農村景観を阻害しない色彩・規模等
美都町都茂地区・丸茂地区の一部(国道 191 号沿線)	・工作物・広告物等の設置 ・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・農村景観と調和した形態・意匠・素材・色彩・規模等
飯浦地区/戸田・小浜地区/津田地区/木部地区/大浜地区/土田地区の一部	・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・漁村景観及び赤瓦景観と調和した形態・意匠・素材・色彩・規模等 ・鰻絵の積極的な保全
	・工作物のうち、特に太陽光発電施設の設置	・設置の規模に関わらず、漁村景観・赤瓦景観を阻害しないよう、設置場所等に配慮
	・工作物・広告物等の設置	・漁村特有の景観を阻害しない色彩・規模等
中島染羽線沿線・中吉田平田地区/益田川左岸北部/益田川左岸南部土地区画整理事業実施地区	・建築物の新築・増改築・外観の変更等 ・工作物の設置	・潤いのある都市景観の創出のための、接道部分の緑化
	・広告物等の設置	・「通り」を主役とした、良好な都市景観の創出のための、落ち着いた色彩や適切な規模等
高津柿本神社 参道周辺地区	・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・門前町の面影を残す統一感のあるまち並みを保全するため、現存する家屋との調和を基本とした修景(屋根材・外壁等の素材・色彩及び建築物の形態・意匠)等
七尾地区の一部 萬福寺参道周辺地区 医光寺参道周辺地区	・建築物の新築・増改築・外観の変更等	・歴史的なまち並みの保全・形成のために、屋根材には黒瓦を推奨する等
	・その他事項	・地域のまちづくりに関する機運を醸成するための取り組みについて、推奨する等